

## 令和5年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業公募要領

### 1 趣旨

愛媛県では、6次産業化にチャレンジする県内の農林漁業者の事業スタート時における取組みを加速させ、早期の事業化を図るとともに、将来的に大規模な6次産業化等に取り組み、他の事業者の目標となり、県産品の知名度向上に資する6次産業化トップランナーを育成・支援していくため、これらに係る取組みを広く公募し、その取組みに要する経費に対し、予算の範囲内において助成を行います。

### 2 対象事業者

次の①～③のいずれかに該当する者であって、自らの農林水産物を活用した新たな6次産業化商品開発または既存商品のブラッシュアップにチャレンジしようとする者

- ① 愛媛県内に在住し、愛媛県内において農林水産業を営む農林漁業者
- ② ①に該当する農林漁業者を主要な構成メンバーとするグループ
- ③ 愛媛県内の農林水産業関係団体

### 3 対象事業者の要件

対象事業者については、次の①～④全てを満たしかつ、⑤～⑧のいずれかに該当する者

- ① 提案した事業内容について他の補助金を重複して利用しない者
- ② 応募時点で、県税の滞納がない者（グループの場合、メンバーを含む。）
- ③ 過去に複数回、本事業の補助を受けていない者
- ④ ろくじすとクラブに登録している、もしくは登録する者
- ⑤ 愛媛6次産業化（農山漁村発イノベーション）サポートセンターを活用したことがある者
- ⑥ 6次産業化戦略を策定している市町内において農林水産業を営む者
- ⑦ 愛媛県が実施する6次産業化に関する事業（人材育成研修、みかんジュースコンクール、えひめの『すご6』商品、県内サポーター拡大事業、えひめの6次産業化モデル育成事業）に参加したことがある者
- ⑧ えひめ6次産業化推進チームの構成組織により6次産業化に係る取組みのサポートを受けている者

### 4 対象事業、対象経費

6次産業化にチャレンジするために実施する取組み及び必要な機械等の整備であって、次の各号のいずれかに該当する事業に要する経費。

(1) ソフト事業	① 会議の開催	・新商品の製造・販売に向けた検討を行うための会議の開催など
	② 調査・検討	・市場調査（アンケート、モニター調査等）、商品のブラッシュアップの検討など
	③ 新商品開発	・試作品又は新商品の製造、成分分析等検査、パッケージデザインの開発など
	④ 販路開拓	・商談会等への出展、ポスター・パンフレットの作成など
	⑤ その他、6次産業化にチャレンジするために必要と認められる取組み	
(2) ハード事業	機械等の整備	・一つの機械等あたりの取得価額が10万円を超え、かつ、ソフト事業の実施に合わせて真に取得する必要があるもの

(注) 新商品には、既存の6次産業化商品のブラッシュアップを含む。

## 5 対象経費に関する留意事項

### (1) ソフト事業

- ① 応募事業者（グループのメンバーを含む。）に対する謝金は、対象経費と認めません。
- ② 旅費に関し、日当等の実費以外の費用は認めません。また、自家用車の使用による旅費及び宿泊を伴うものは愛媛県の職員の旅費に関する条例に規定する金額以内とします。このほか、日報等、本事業に関する用務に従事したことが確認できる書類の確認ができない場合は、対象経費として認めません。
- ③ 新商品の開発等において、応募事業者（グループのメンバーを含む。）の農林水産物等の原材料費は対象経費と認めません。
- ④ 販売する商品自体の経費（容器、諸材料、包装資材等）は試作品製造に係る経費のみとし、販売開始以降の経費は対象経費と認めません。
- ⑤ 新商品のPR等のために作成する販促資材（ポスターやチラシ等）は1年以内に活用が見込まれる程度の数量とし、ノベルティグッズ（会社名などが記載された試供品やポケットティッシュなど）は個人に対する給付となるため対象経費として認めません。
- ⑥ 機械等のリース経費は、ソフト事業の経費となります。
- ⑦ 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。
- ⑧ 領収書等により支払事実の証明ができない経費は補助対象経費となりません。

### (2) ハード事業

- ① 土地取得経費は認めません。
- ② 消費税課税事業者については、消費税抜額が補助対象となります。
- ③ 領収書等により支払事実の証明ができない経費は補助対象経費となりません。

## 6 助成率、助成限度額

助成率は、補助対象経費の2分の1以内とします。

助成額は、1事業者につき150万円を限度とします。ただし、ハード事業に関する助成額は、75万円を限度とします。

## 7 事業実施期間

補助金の交付決定の日から令和6年3月31日まで。

（注）補助事業に係る経費は、交付決定日以後に着手し、1月31日までに精算額が確定した取組みでなければ認めません。この精算額の確定には、1月31日までに請求書（ハード事業の場合は発注書でも可。）が発出されている経費も含まれますが、実績報告時に領収書の添付を求めます。

## 8 応募方法（提出書類・提出先）

提出書類 令和5年度愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業提案書

提出先 愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ

## 9 募集期間

令和5年4月17日（月）～5月19日（金）17時締切

- （注）
- ・今回募集分の審査・採択結果によっては、追加募集を行う場合もあります。
  - ・追加募集を実施する場合は、「県ホームページ（農山漁村の6次産業化の推進）」及び「ろくじすとクラブ（メール、フェイスブック）」にて告知します。

## 10 審査方法

応募のあった事業については、県による訪問ヒアリング等を実施後、県の設置する審査会で、以下の基準に基づく審査を行い、採択の可否を決定します。

新規性	競合商品とオリジナリティについて
	新商品の強みについて
将来性	ターゲット設定と販路について
	地域や市場への波及効果について
生産性	事業の遂行能力（生産体制、雇用、衛生管理）について
	補助期間終了後の事業の継続性について
費用対効果	事業成果を踏まえた経費の妥当性について
成果目標	成果目標の設定内容について
その他	事業実施主体の経営規模等について
	事業スケジュールについて

## 11 結果の通知

審査の結果については、応募のあった全ての事業者にも文書でお知らせします。

## 12 事業完了後の報告義務

補助金の交付年度終了後の3年間（令和6～8年度）、各年度における補助事業の成果について報告していただきます（ただし、令和5年度内に販売を開始した場合は、令和5年度分も報告していただきます）。

## 13 その他留意事項

採択者に関しては、県ホームページなどで「お名前」と「事業概要」を公表させていただきます。

## 14 問い合わせ先

〒791-1101 松山市久米窪田町 337-1 公益財団法人 えひめ産業振興財団内  
愛媛県 農林水産部 農政企画局 農政課 6次産業化推進グループ（石崎）  
TEL：089-960-1130 FAX：089-960-1105 E-mail：ishizaki-hajime@pref.ehime.lg.jp

書類作成に関する御不明な点へのお問い合わせには、最寄りの「6次産業化の推進に関する県担当窓口」を御利用ください。

窓口一覧の参照先→ <http://www.pref.ehime.jp/h35100/6jisangyou.html>

## 【最寄りの県相談窓口のご案内】

窓口担当部署	所在地	電話番号
東予地方局産地戦略推進室	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7322
東予地方局森林林業課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-7438
東予地方局森林林業課四国中央森林林業振興班	四国中央市三島宮川 4 丁目 6 番 55 号	0896-23-2393
東予地方局水産課	西条市丹原町池田 1611	0898-68-6743
東予家畜保健衛生所指導課	西条市氷見乙 2025	0897-57-9122
今治支局産地戦略推進室	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-23-2570
今治支局森林林業課	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-25-2193
今治支局水産課	今治市旭町 1 丁目 4 番地 9	0898-36-1983
東予家畜保健衛生所今治支所	今治市別宮町 9 丁目 1 番 50 号	0898-22-0430
中予地方局産地戦略推進室	松山市北持田町 132 番地	089-909-8763
中予地方局森林林業課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8767
中予地方局久万高原森林林業課	上浮穴郡久万高原町久万 571 番地の 1	0892-21-1265
中予地方局水産課	松山市北持田町 132 番地	089-909-8768
中予家畜保健衛生所指導課	東温市田窪 743 番地 1	089-990-1333
南予地方局産地戦略推進室	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-28-6147
南予地方局森林林業課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-22-3163
南予地方局森林林業課愛南森林林業振興班	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-0931
南予地方局水産課	宇和島市天神町 7 番 1 号	0895-28-6148
南予地方局愛南水産課	南宇和郡愛南町城辺甲 2420	0895-72-1322
南予家畜保健衛生所宇和島支所	宇和島市高串字丁田 1 番耕地	0895-22-1294
八幡浜支局産地戦略推進室	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-23-0163
八幡浜支局森林林業課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-22-2031
肱川流域林業振興課	大洲市東大洲 174	0893-24-4131
八幡浜支局水産課	八幡浜市北浜 1 丁目 3 番 37 号	0894-24-3307
南予家畜保健衛生所指導課	八幡浜市五反田 1 番耕地 18 番地 3	0894-22-0328

【事業総合窓口】 農政課 6 次産業化推進グループ（県庁内）

089-912-2514

令和5年度 愛媛県6次産業化チャレンジ総合支援事業提案書

1 提案者の概要（※押印不要）

(ふりがな) 氏名		※団体の場合 代表者の職氏名	
住所	〒 愛媛県		
消費税の 課税・非課税		公募要領3の ⑤～⑧該当番号	
固定電話		FAX番号	
携帯電話		メール	

【留意事項】

- 団体・グループの場合は、その概要が分かる資料（会則・規約・定款等及び構成員名簿）を添付すること
- 愛媛県が課税するすべての県税（個人県民税及び地方消費税を除く。）に未納がないことを証する書類を添付すること

2 提案する事業内容と費用対効果

○事業名：

○新商品・新サービスの具体的内容

  

○ソフト経費の内容

  

○ハード経費の内容



【新規性】

- ・競合の有無
- ・競合がある場合提案内容の独自性は？
- ・原材料含め今回の商品の強みは何か

【将来性】

- ・ターゲットは
- ・どの市場で販売するか
- ・すでに見込まれる需要（取引先からの要望により商品化など）があれば記載
- ・どの程度の販売を見込むか
- ・地域への波及効果は

【生産性】

- ・生産体制
- ・原材料の確保は問題ないか
- ・自社生産かOEMか（OEM予定先を記載）
- ・自社生産の場合の衛生管理は問題ないか
- ・将来的な雇用拡大の可能性は

3 成果目標（今回提案した新商品・新サービスの目標）

項目	R 5 (実施年度)	R 6	R 7	R 8 (最終目標)
生産量				
販売額				

4 事業スケジュール

別紙のとおり

※イメージ

	6月	7月	8月	9月	10月
試作品開発	○ ←		→ ○		

5 収支予算書

(1) 収入の部

区 分		予算額 (円)
県補助金=①+② (ただし、上限 150 万円)		
内 訳	① ソフト事業 (上限 150 万円。千円未満切り捨て)	
	② ハード事業 (上限 75 万円。千円未満切り捨て)	
自己資金=③+④		
内 訳	③ 預貯金、現金等	
	④ 借入金、その他	
計 (①+②+③+④)		

注1 県補助金の上限額は、①と②それぞれの上限額の合計 225 万円ではなく 150 万円となる。

注2 県補助金は、消費税課税事業者にあつては、税抜事業費を計算根拠とする。

(2) 支出の部

事業 種目	事業内容	内 訳		事業費 (円)
		内 訳	金額(円)	
ソフト 事業	会議の開催			
	調査・検討			
	新商品開発			
	販路開拓			
	その他			
ハード 事業	機械等の 整備			
税抜事業費 小計				
消費税額 計				
事業費 合計				

注1 内訳欄には取組みの概要と要する経費(積算内訳)を記載。

注2 ハード事業は概要がわかる資料(カタログ等)及び2以上の事業者から徴した見積書を添付。